

平成30年度 那須塩原市議会「志絆の会」 行政視察報告書



視察地 : 秋田県秋田市（国際教養大学）
視察日 : 平成30年4月25日（水）
視察内容 : 図書館の運営・施設管理について

視察地 : 秋田県秋田市
視察日時 : 平成30年4月26日（木）
視察内容 : 市民協働・市民活動支援事業について
: 中央市民サービスセンターについて
: 千秋公園の取り組みについて

視察地 : 秋田県横手市
視察日 : 平成30年4月27日（金）
視察内容 : 増田のまちなみの取り組みについて

【参加者 : 眞壁 俊郎 鈴木 伸彦 金子 哲也】

○視察日	平成30年4月25日（水）
○視察地	秋田県秋田市（国際教養大学）
○テーマ	図書館の運営・施設管理について
○報告者	金子 哲也

国際教養大学は、独自の教養理念「国際教養（International Liberal Arts）」を掲げ「豊かな教養」「グローバルな知識」そして「卓越した外国語の運用能力」を身に付けた、世界を舞台に活躍できる真の国際人を養成する大学です。

「国際教養大学教育」の目的は、特定の専門分野の深い知識を身につける専門教育とは異なり、①学びや経験を通じた知識と理解の広がり、②問題解決のためのスキル、③新たな探究心や創造的な思考力の修得を通じて、複雑化し変化を続ける現代社会の中においても、専門性に頼り過ぎず適切な判断を下せる多角的な視点を身につけることにあるとのことでした。

大学生は約900名おり、大学3年生の時に1年間海外の19提携大学に留学するのが義務となっている。授業はすべて英語で行い、海外からの留学生は20%います。教員は外国人が55%となっています。学生は全寮制で24時間365日勉強に集中出来る学習環境をつくっている。また、入学は春と秋に2度出来るようになっている。



歩み

2004年：大学設置と同時に図書館開館

2008年：図書館（L）棟完成

図書館、コンピューター・ラボ、能動的・学修評価センターを含む複合施設

：秋田県立図書館と総合協力に関する協定を締結

2013年：国際寄託図書館に指定

施設

・延床面積 1,870㎡

・木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造

□天井高12m、半径22mの大空間

□県特産の秋田杉をふんだんに使用

□和傘をイメージさせる半円の大屋根

・図書収納能力：13万冊

（開架8万冊・閉架5万冊）

（全席でWi-Fiの利用可能）

国連の活動を供与する14番目指定
2014年：中嶋記念図書館に名称を変更（初代
学長）

2016年：高校生カードの発行

2017年：ディスカバリーサービスを開始

コンセプト

・24時間365日開館し、適切な学習環境を
提供

・本のコロセウム（本と人との出会いの場とし
の劇場空間）

☐ 本に囲まれた半円の段状空間

☐ 木製の書架や設備による落ちついた雰囲気
の学習環境

☐ 学習や読書に集中できる照明

・地域に開かれた図書館

利用者＝学内利用者＋一般（学外）利用者

運営

・開館時間

☐ 学生・教員：24時間、365日

☐ 一般利用者：平日9時～22時

土日祝日・長期休暇期間：9：45分～

土日祝日22：00

*夜間時間帯は、学生・教職員はIDカード
で入館し、警備員が巡回

・貸出条件

☐ 教職員 30冊3カ月

☐ 大学院生 20冊1ヶ月

☐ 学部学生 10冊1ヶ月

☐ 一般利用者 5冊1ヶ月

・閲覧：300冊

・設計業者：環境デザイン研究所

（代表：仙田満）

コレクション（紙資料）

・図書：8.1万冊

（洋書5.2万冊、和書2.9万冊）

・受入雑誌：163タイトル（洋雑誌100タ
イトル、和雑誌63タイトル）

・新聞：10紙

・視聴覚資料：3,500点（DVD、音楽CD
ほか）

・児童図書：1,000冊

（和700・洋300）

・分類：洋書（米国議会分類法：LC）

：和書（日本十進分類法）：NDC

今後

・ハイブリット図書館

☐ 電子リソースと従来からの紙ベースの図書

や雑誌を双方の利点を活かして利用しやすい
形で提供

→ディスカバリーサービスによる電子リソース

と紙ベースの図書のシームレスな検索と発見

（2017年10月開始）

☐ いつでも、どこからでも

仙田満設計の構造体は、コンクリートであるが、全館木造で覆われる円形型ホールは勉強
の意欲をそそる建物となっている。本と人が向き合う劇場空間を現出している、正に普遍的
知識を養いグローバル化に向き合う教養大学にふさわしい図書館として、圧倒される思い
であった。

一般的に図書館の利用は、夜8時までとか遅くとも10時には閉館であるが、ここでは24時間365日開館しているのに驚かされた。また、国連寄託図書館に指定され、多くの国際関係書が置かれていた。

この木造図書館は、日本建築家協会賞国際建築賞2010・村野藤吾賞・グッドデザイン賞等を受賞している。図書館の建物として使いやすさもすぐれているのと、木の内容面的にも優れていることに目を見張る思いであった。那須塩原市の図書館づくりにも少しでも参考にしていきたい。



○視察日	平成30年4月26日(木)
○視察地	秋田県秋田市
○テーマ1	市民協働・市民活動支援事業について
○テーマ2	中央市民サービスセンターについて
○報告者	鈴木 伸彦

「市民協働・市民活動支援事業について」

(1) 市民協働、都市内地域分権化

人口減少や少子高齢化をはじめ地方分権改革や行政改革、社会全体の成熟化などにより、地方自治体を取り巻く課題も以前と比較にならないほど多種多様化し複雑化する中、秋田市は総合計画で策定した基本理念「ともにつくりともに生きる 人・まち・くらし」の実現を目指し、市民協働・都市内地域分権という行政手法に取り組んでいる。

取り組みを開始してからおよそ10年が経過し、市内7地域に設置した市民サービスセンターの地域づくり組織を中心に、市民協働・都市内地域分権の取り組みを進めているところであるが、平成30年2月に秋田市民協働指針を作成し、各市民サービスセンターを拠点都市して地域ごとの特色あるまちづくりをさらに進めている。

指針では、市民協働と都市内地域分権の真のあるべき姿を示すとともに、市民、NPO、教育機関、企業、行政等がそれぞれの長所を生かして効果的に連携しながら、具体的なアクションを起こすための方向性を示している。

今後は、社会の変化や地域の実情に照らしてこれまでの取り組みを評価した上で、基本姿勢を継承しつつ、市民サービスセンターを拠点に市民と協働して各地域の特色あるまちづくりを具体的に進めるための新たな取り組み等に加え、市民協働の着実なステップアップを図っていくとのことである。

(2) 基本構想

秋田市では市民自らが主体となって「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」住民自治理念のもと都市内地域分権の一層の定着を図るとともに、市民の参加と協働によるまちづくりの実践に務める。

特に市政のあらゆる分野において市民力を発掘し、その先進性や実効性を生かしてともに取り組むため、行政のコーディネート能力の向上を図り、「市と市民が共通の目的を達成するために協力して働く」市民協働のステップアップに努めるとのことである。

(3) 秋田市の都市内地域分権とは

行政内部での権限を市民サービスセンターへ委譲することにより、地域の実情に応じて行政サービスを最適化・効率化させること(行政内分権)、行政から地域団体へ権限を委譲することにより市と地域づくり組織を中心とした地域住民が連携し、地域課題を解決し快適な地域づくりを行うこと(地域内分権)を併せた秋田市独自の政策用語である。

(4) 秋田市の市民サービスセンターとは

「市民サービスセンター」は、支所の機能(行政サービス)と公の施設(市民利用施設)の機能を併せ持つ施設であり、市と地域づくり組織を中心とした市民の町内会、ボランティア、NPO、その他の民間企業などが効果的で適切な役割分担のもと相互に連携しながら、地域の課題を解決し地域の特性を生かしたまちづくりを行い、公共を支えるなどの新たな仕組み(市民協働・市民地域分権)による活動を促進し、支援し、つなげるためのラットホームとなる。

(5) 市民協働事業提案

秋田のたまご＝「あきたまご」

「あきたまご」とは地域課題や社会的課題の解決を目指す、市民の皆さんの自由なアイデアのこと。

秋田市では、市と市民活動団体が市民協働で取り組む事業の提案(あきたまご)を募集している。優れた提案は、秋田市協働サポート交付金を活用して事業化を図る。最大100万円まで。

(6) 現状と課題

(7) 市民の参加意識が薄く、事業の呼びかけを100人とした場合、集まるのは10人である。まだ、協働の考え方の浸透が薄い現状であり、今後も働きかけていき、集まった10人の中から一人でもリーダーとなる人材を育てていくことが課題である。



1. 「中央市民サービスセンターについて」

(1) 概要

1) 都市内地域分権(秋田市独自の定義)の推進

「身近な行政サービスを身近な場所で提供する」
「地域の課題は地域で解決できる」

2) 市民サービスセンターの機能

ア 支所機能

住民票、戸籍、印鑑証明、市税の証明・納付、福祉関連(国民年金、国保、介護、保健衛生等)の手続き、道路・公園等の小破修繕対応などの窓口

イ 生涯学習(公民館)機能

従来の公民館を廃止し、サークル活動の場の提供と地域の生涯学習を推進

ウ 子育て支援機能

「子育て交流ひろば」を設置し、子ども(就学前)の遊び場の提供、子育て相談への対応、各種イベントの開催

エ 地域防災機能

避難所として、備蓄倉庫、簡易トイレ、自家発電等を配備

オ 地域支援機能

「地域づくり交付金」制度の対応や、各地域の魅力や特色を生かした地域づくり

(2) 運用状況

1) 管理・運営方法(7つの市民サービスセンター)

ア 指定管理業務委託[午前9時～午後9時]

イ 管理運営における主なルール

【基本的な考え方】

市民サービスセンターの貸し出し施設は、地方自治法第244条に規定する公の施設であり、住民が利用することについて、正当な理由がない限り拒んではならず、不当な差別的扱いをしてはならないとされている。

【主な利用の制限】

- ・営利を目的とする使用申請で、民間企業が直接または間接的な物品等の販売のみを目的とする場合
- ・宗教団体が、自らの信者を募ることを目的とし、人を集め布教し、信者を教化するような儀式や行事の活動であると認められる場合
- ・個人での使用(冠婚葬祭を含む)

(3) 取り組んでいるテーマ及び課題と対応

1) 各地域の魅力や特色を活かした「地域づくり」

これまでは、市民サービスセンター整備といったハード面を主に進めてきたが、今後は地域住民を主体とし、センターとの協力により「地域づくり」いわゆるソフト面のさらなる充実を図る。

中央市民サービスセンターでは、「まちづくり推進事業」の大きなテーマとして、秋田市総合計画である新・県都「あきた」成長プランの成長戦略の一つである「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」とし、協議会の中で「まちづくり部会」を立ち上げた。部員は8名。

今後は、専門委員を交えて、ワークショップの進め方を学びながら、企画立案し、テーマに沿った市民協働による特色のある地域づくりを具現化していく。

2) 「地域づくり組織化」の活性化

地域づくり組織は、町内会連合会、サークル協議会、体育協会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、故粗大支援ネットワーク等の代表者で構成されているため、組織活動の固定化を避けながら、和解の取り組みなどの活性化も働きかけていかねばならない。

2. 感想

秋田市の人口は平成12年度、317625人、平成30年、308052人。本県の宇都宮市と違い県庁所在地ではあるものの人口減少がより進んでいる。そんな中、素晴らしい庁舎は建てたばかりで、完成後2年ほどとのことであった。地上6階、地下1階中央に吹き抜けがあり明るく開放的であり、防災時の対応も考慮した、1階に「市民の座」という広いスペースがあり、3階は中央市民サービスセンターが設置されていたが、そこには多目的ホールがありそちらも災害時に対応できる大空間を備えていた。

市民中央サービスセンター内には和室・洋室、多目的ホールなどがあり、我々の視察時にもいくつかの団体が平日の午前であったが活用していた。

全体的に「協働のまちづくの」の概念をしっかりと掲げ、行政側から市民へのアプローチは積極性があると感じた。取り組みの課題(地域分権化)を明確にて多様な市民サービス需要と財政難を克服していこうという取り組み方を違った角度で学ぶことができた。



○視察日	平成30年4月26日（木）
○視察地	秋田県秋田市
○テーマ	千秋公園の取り組みについて
○報告者	眞壁 俊郎

千秋公園は、明治29（1896）年に、近代公園設計の先駆者で祖庭ともいわれる長岡安平の設計により公園として整備され、秋田県出身の漢学者狩野良知が千秋公園（当時は「千秋園」）と命名した。その由来は、秋田の「秋」に長久の意の「千」を冠し、長い繁栄を祈ったものといわれている。昭和59年に、佐竹宗家義榮氏の遺志によって市に寄贈された。内堀以北の豊かな緑に覆われた丘陵地の空間と、外堀までの文化施設が立地する低地部からなっている。外堀の周辺は、中核施設の立地等、市の重要な拠点として市民生活に密接に関わり、内堀から丘陵地にかけては、公園として長岡安平の造園以来、120年にわたる歴史を有し、古くから市民に親しまれてきた。

○千秋公園再整備計画

本整備計画の改定（平成30年3月）は、「昭和56年 千秋公園整備基本計画」、「平成9年 千秋公園再整備基本計画」を受けて、社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応した整備計画へ改定するものである。改定に当たっては、これまで継承してきた久保田城および千秋公園の歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指すものである。



○現状と課題

1. 自然要素の現状と課題

さくらの樹勢の衰えや老木化、更新の停滞・ 樹木の生長や過繁茂による鬱そうとした空間や眺望阻害の進行・ 貴重な動植物の生育や生息環境の保護、保全・ 堀の水質浄化の一層の推進と快適性の向上・ 四季折々の花や緑による魅力の向上

2. 歴史的要素の現状と課題

歴史的建造物の復元の困難さ・歴史的遺構等の案内や解説の不足・土塁等、特徴的な地形の保全・歴史的要素の視認性阻害と景観調和要素

3. 利用面の現状と課題

駐車場の不足、急傾斜（坂道）な地形・子どもの遊び空間（遊具）の不足・公園エントランスでの案内板、誘導標識の不足・利用特性と整合していない休憩施設やトイレの老朽化・利用者ニーズに合った飲食施設の不足

4. 中心市街地との連携に関する現状と課題

芸術文化施設との連携・案内拠点、行動起点としての東側ポケットパークの機能向上・親水空間としての外堀周辺の景観の向上

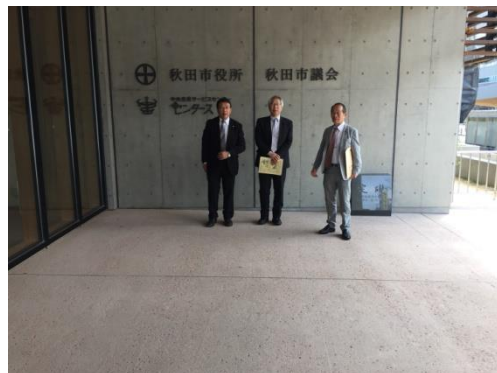
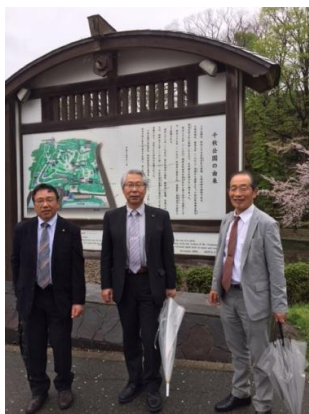
5. 運営・維持管理面の現状と課題

公園の再整備・維持管理費の縮減・公園管理事務所の老朽化と機能低下・公園の魅力や歴史的価値の認知度が低い・利用（都市公園）と保護（文化財）の両立

○再整備計画

1. 花と風景の再生による、新たな魅力の創出
2. 歴史的遺構の保全と継承、さらなる活用
3. 多様な目的への配慮、だれもが利用しやすい公園づくり
4. 中心市街地との連携、人々の交流拠点づくり
5. 公民連携による公園の運営マネジメントの推進

千秋公園は、秋田市の中心部秋田駅近くに隣接し、豊かな緑と貴重な歴史的遺産を有しており、長く市民の憩いの場所となっている。また、多くの観光客が来園している。視察当日は、ちょうど桜が満開で問題となっている桜の老木化や樹木の繁茂による眺望阻害の状況また、園内施設トイレや管理施設の老朽化などを見ることが出来た。那須塩原市においても公園施設等の老朽化進んできており、今後、整備計画等も必要になることから参考となる視察であった。



○視察日	平成30年4月27日（金）
○視察地	秋田県横手市
○テーマ	増田のまちなみの取り組みについて
○報告者	眞壁 俊郎

日本有数の豪雪地帯である秋田県横手市。その南東部に位置する増田は、成瀬川と皆瀬川が合流する地点に立地し、江戸時代以前より人と物資の往来でにぎわった地域である。両沢目で生産された養蚕や葉タバコのほか、様々な物資の流通に伴って増田は県内有数の商業地となってきた。現在商店街となっている「中七日町通り」は、明治の中ごろまで「ホテル町」と呼ばれ、内蔵や裏庭など、家の奥にある施設に比べると質素な表構えの町並みであったといわれている。しかし、商業発展のゆえに、明治の中ごろからは細部まで特徴的な正面意匠をもった大型の町屋が立ち並ぶようになり、秋田県内の商業地の中でも大型で特徴的な景観を見せるようになった。増田町には現在も、当時の繁栄を今に伝える伝統的な町並みや内蔵が多く残っている。平成25年12月27日には文化的な価値も非常に高いとの評価を受け、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。秋田県では仙北市角館に次ぐ、2番目の選定となる。こうした町並み景観と建築様式や技術を維持しながら保存と活用に向けて進んでいる。



○横手市（増田地区）のまちづくり

横手市増田地区においては、近年、「人口減少」「少子高齢化」「後継者不足」、近隣への大型店出店による小規模店舗の顧客減少、経済情勢の低迷による消費の停滞等により、商店街衰退や地域全体の活力が著しく低下してきた。

1. 地域の元気を取り戻すための住民主体の取り組み

平成11年増田町商工会が中七日町通りを「くらしっくロード」と銘打つ・平成15年増田町文化財協会が内蔵の調査、写真撮影開始・平成17年佐藤又六家が登録有形文化財になり公開開始・平成18年「増田蔵の会」発足、「蔵の日」開催・平成22年増田地区伝統的建造物群保存対策調査開始・平成25年増田まちなみ保存会結成、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定

2. まちなみ保存の契機となった5つの要素

- ・写真集「増田の蔵」発行→所有者意識の芽生えと「内蔵」への注目

- ・蔵の日、蔵史めぐり→内蔵以外の建物価値の周知、保存継承意識の芽生え
- ・まち巡りパスポート事業→公開を希望する所有者の自主的活用への段階的取組。公開を希望しない所有者への切り分け。入込客数の増加。
- ・文化財指定と市の伝統的建造物の取得公開→通年公開拠点の設置
- ・J R財団助成→街並み景観の保存や回復への住民意識醸成

3. 保存地区の概要

- ・面積約10.6ha 南北420m東西350m
- ・伝統的建造物130棟（主屋39棟、店蔵2棟、内蔵40棟、外蔵33棟、付属屋10棟、洋風建築3棟、社寺建築3棟うち国指定重要文化財5棟、横手市指定文化財14棟、国登録有形文化財30棟）

4. これまでの取組の成果

- ・地区住民の意識の変化（自分たちが住んでいる地域・家の価値を再認識、歴史背景の理解、保存するという意識、観光客へのおもてなし、賑わいが復活することでのやる気、シャッター街からの脱却、地域内の建造物や環境、景観に対する興味、地域コミュニティの活性化）
- ・観光客の増加
- ・全国的知名度アップ

5. 今後の取り組み

- ・先人が生み出し、受け継がれてきた個性ある歴史的な町並みを市民共有の財産として将来に向けて保存継承
- ・生活環境の向上、地域振興、地場産業育成
- ・人口の増

現地視察として、国の重要文化財に指定されている佐藤又六家を拝見することが出来た。間口8.7m奥行11.1mの敷地に、土蔵造の主体部と付属屋からなる主屋と外蔵となる文庫蔵で構成されている。現在の当主で12代又六氏と奥様が内部の案内・説明を頂き、今でも日々の生活をしていることに驚きと勇壮な建物の歴史に大変感銘を受けた。そして地域の元気を取り戻すための住民主体の取り組みを見ることが出来た大変参考になる視察であった。

